

定年後の生活イメージ

定年後というと、「悠々自適」「隠居生活」といったのんびりしたイメージが思い浮かびます。一方で、「老後破産」という言葉がよく使われるように、不安な要素がたくさん待ち構えています。定年後に対してどのような心構えを持つべきでしょうか。

定年後の生活がイメージできているか

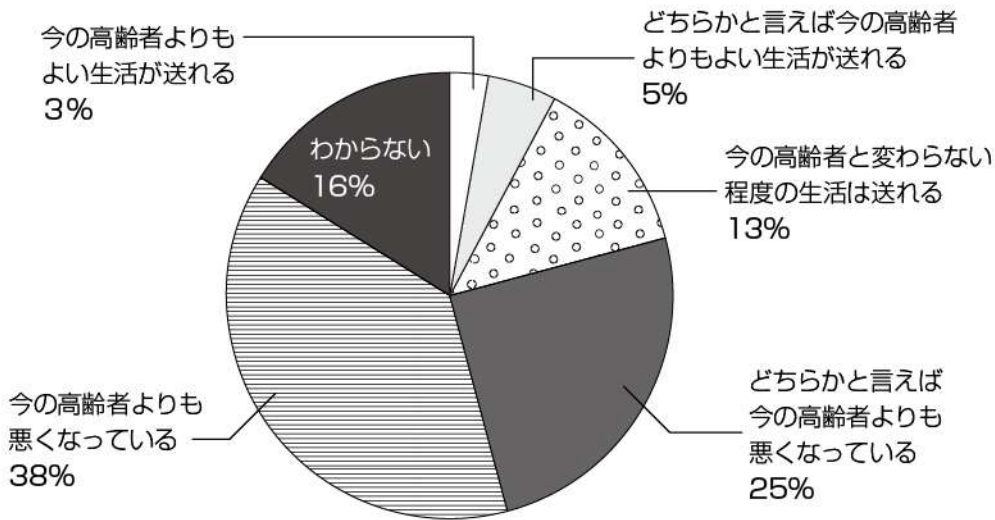
みなさんは退職後の生活にどんなイメージを持っていますか。フィデリティ退職・投資教育研究所が2016年に20代～50代までのサラリーマン1万人に対して行ったアンケートによれば、退職後の生活観に関しては、4割が「のんびり・マイペース」をイメージしているとのこと。続いて2割弱が「ほそぼそ・質素」、1割強が「明るく・楽しい」というイメージです。

しかし、本当に私たちの定年後には「のんびり・マイペース」な生活が待ち構えているのでしょうか。

同じアンケートで、定年退職後の生活が今の高齢者と比べてどうなると思うかを聞いたところ、「良い生活が送れる」「どちらかといえばよい生活が送れる」を合わせた割合は9%にとどまり、一方「どちらかといえば悪くなっている」「悪くなっている」を合わせた割合は63%となりました。

「のんびり・マイペース」をイメージしつつも、現実的な将来を考えれば、生活が厳しくなっていくことを予想する人が圧倒的に多いということが分かります。

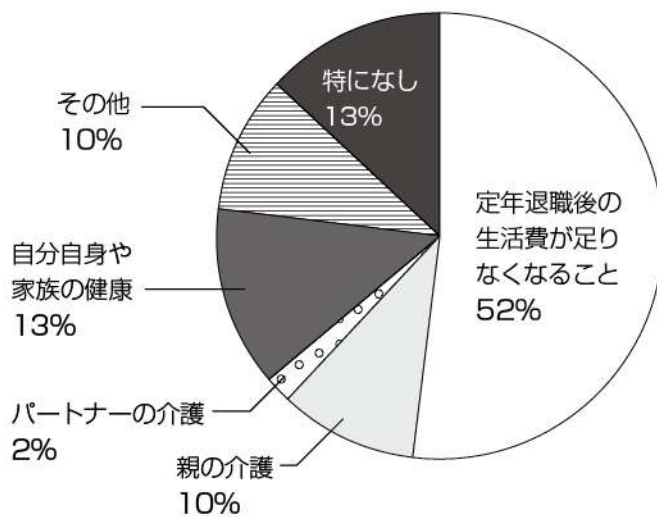
定年退職後の生活は今の高齢者と比べてどう思うか



参考：フィデリティ退職・投資教育研究所「サラリーマン1万人アンケート」2018年6月

では具体的な退職後の心配事は何でしょうか。1位はやはり「お金」です。「定年退職後の生活費が足りなくなる」という不安が半数以上を占めています。

サラリーマンの退職後の心配事



参考：フィデリティ退職・投資教育研究所「サラリーマン1万人アンケート」2018年6月

上記のアンケートは20代～50代までを対象にしたものですが、「定年退職後の生活費が足りなくなること」が不安という回答は2010年の調査から常に過半数となっています。

現在の保険契約を確認する

保険の見直しをする前にまず、現在の保険契約を確認する必要があります。そのうえで、プラスするところはプラスし、マイナスするところはマイナスし、適切な保障が得られるようなかたちに設計し直す必要があります。

適切な保障額を割り出すためにも、改めて確認を

みなさんの家庭ではいくつの保険に加入しているでしょうか。生命保険、医療保険、学資保険、住宅ローンとセットになった団体信用生命保険（団信）、そして自動車保険、火災保険などの損害保険……1人で複数の保険に加入しているケースが多いといえるでしょう。

特に団信などは、ほとんど無意識に入っていて、住宅ローンと一緒に保険料を支払っているため、その存在を忘れている人も多いかもしれません。また、医療保険などに入っている場合も、医療費の保障についてはだいたい把握していたとしても、死亡したときの保障についてはついていないのかさえもよくわかっていない、あるいは最初から知らなかったという人もいることでしょう。

現在の保障内容を知ることが、次に適切な保険に加入するための判断基準になります。自分の加入している保険の内容を改めて確認しましょう。

【ワーク】

現在の保険契約と、万が一の場合に受け取れる保険金を記入しましょう。

保険商品	死亡時に家族が受け取れる保険金

vol.3 study 2-2

保険契約を見直そう

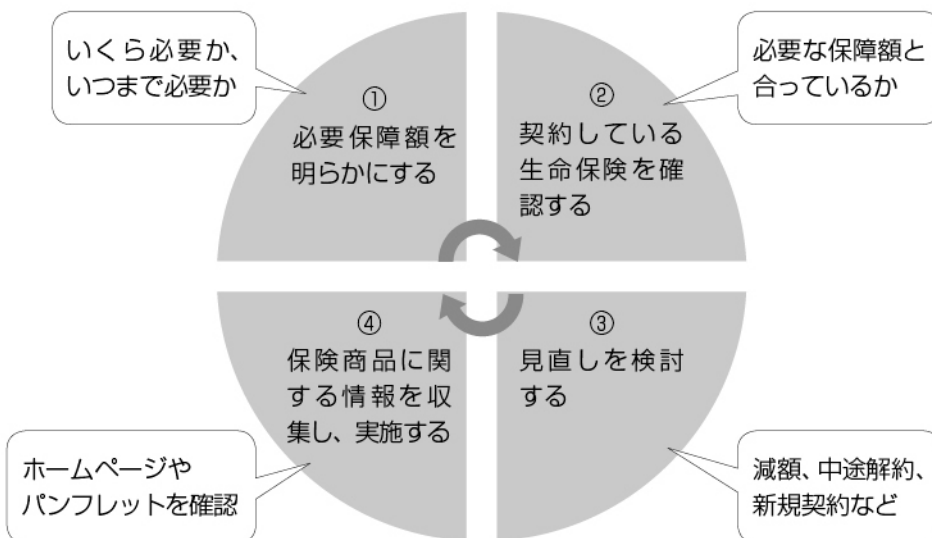
大まかな必要保障額がわかったら、保険を見直しましょう。必要保障額は家族構成や年齢などによっても変わってきます。一度見直したらそれで終わりではなく、大きなライフイベントがあるたびに見直すようにしましょう。

必要保障額に合わせて保険を見直す

必要保障額がわかったらそれに合わせて保険の見直しを行います。

保険を見直すことで、無駄に支払っている保険料を削減できます。夫が定年退職した、子どもが独立した、住宅ローンの支払いが終わったなど、大きなライフイベントがあったときには必ず保険を見直すようにしましょう。

必要保障額はライフイベントごとに見直しを



保障金額を上げたい場合は、すでに加入している保険を増額したり、新たな保険に加入したりする方法があります。終身保険は保障が一生継続して安心ですが、同じ額の保障を得るための保険料は定期保険に比べて高額になります。必ず必要となる支出は終身保険で備え、保障額が不足する部分だけ安価な定期保険を利用すると、保険料を抑えることが可能です。

年金受給のケーススタディ

年金の受給額は、職業、年齢、報酬、配偶者、保険料の納め方など、さまざまな条件を加味した上で試算されるので、非常に複雑な計算が必要になります。特に厚生年金の計算は極めて困難です。ここでは大まかな計算式から割り出した年金受給額のモデルケースを提示しています。2018年現在の年金制度が変更なしで続くことを前提条件として、50代までどのように過ごしたかにより年金受給額がどう変わるかをシミュレーションしてみましょう。

夫婦共働きで年収800万円のAさんの世帯

Aさんのケース

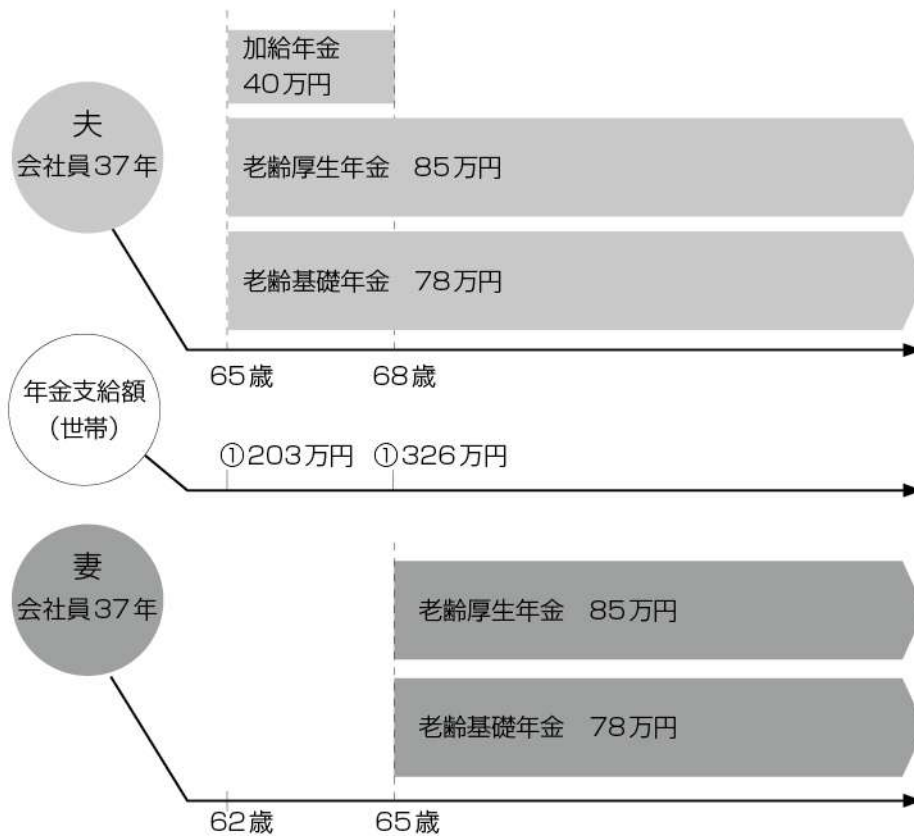
夫婦ともに会社員で世帯年収800万円の世帯を計算します。夫婦ともに、第2号被保険者です。第2号被保険者は厚生年金に加入しています。厚生年金の計算は非常に複雑なので、ここではモーニングスターが提供する「年金試算シミュレーション」を使用しました。ご自分で試算するときは、「ねんきんネット」の年金額試算コーナーを利用するのが簡単で正確です。

基本データ

Aさん 53歳……大学卒業後、23歳で就職し、60歳まで会社員。平均年収は400万円（うち賞与100万円）

妻 50歳……大学卒業後、23歳で就職し、60歳まで会社員。平均年収は400万円（うち賞与100万円）

受け取れる年金のシミュレーションは次のような結果になりました。



まず夫が65歳になり年金の受給がスタート。年間の受給額は「老齢基礎年金」が約78万円、「老齢厚生年金」が約85万円、「加給年金」が約40万円、合計約203万円となります。

次に妻の受給がスタートし、同時に夫の加給年金が停止。妻の「老齢基礎年金」は約78万円、「老齢厚生年金」は約85万円。夫と妻を合わせた年間の年金額は約326万円となりました。

やはり会社員同士の共働き世帯で厚生年金加入期間が長いと、かなりの額の年金を受け取れることとなります。ただしこの試算は65歳からの受給額ですので、60歳で退職してから65歳までの無年金期間が生じます。その間に貯蓄を減らさないためには、何らかのかたちで収入を得ることが必要になります。

自分年金づくりに向く金融商品

将来受け取れる年金だけでは、十分な老後資金を確保するのは難しいのが現状です。今後年金制度が変わる可能性もあり、国だけに頼ってはいは老後の保証はありません。そこで準備したいのが「自分年金（私的年金）」。今からできる準備をさっそく始めましょう。

公的年金と私的年金の違い

自分年金（私的年金）について考える前に、まず公的年金との違いについて整理しましょう。

まず公的年金とは、日本に住んでいるすべての人が加入する義務のある国民年金や厚生年金のことを指します。会社員・公務員に扶養されている配偶者や自営業者は国民年金に、会社員や公務員は厚生年金に加入することになっています。公的年金には老後の生活保障だけでなく、障害年金や遺族年金といった保障もあります。

一方、私的年金とは、義務ではなく任意で加入する年金のことをよびます。一般的には保険会社などが販売している個人年金保険を指すことも多いのですが、国民年金の上乗せとして加入する国民年金基金や個人型確定拠出年金（iDeCo）、企業が実施する厚生年金基金、確定給付年金などがあります。

任意で加入できて年金の役割を果たせばいいわけですから、NISA（少額投資非課税制度）で積み立てた投資信託、毎月家賃収入が得られる収益アパート、銀行の定期預金なども、私的年金と考えることができます。

公的年金と私的年金の違い

	公的年金	自分年金(民間)
加入する人	国民の義務として日本に住むすべての方が加入	個人の自由意思で加入
給付の特徴	物価の変動を考慮した給付	自分が積み立てた金額とその運用益の範囲で給付
給付の種類	老齢、障害、遺族のすべてをカバー	年金の種類や期限、制度により多様
税金控除	保険料は全額所得控除の対象	制度により異なる

目的やリスク許容度に合った金融商品を選ぼう

ゆとりある老後を公的年金だけで送るのは、厳しいのが現実です。そのために用意したいのが自分年金です。自分年金づくりに適していると思われる金融商品と制度をいくつかピックアップしました。

・財形年金貯蓄

勤務先に財形制度があり、申込み時点で55歳未満であれば財形年金貯蓄が利用できます。これを使うと、財形住宅貯蓄と合わせて550万円（保険などの商品の場合は払込額385万円までが非課税）までは非課税という有利な条件で積立ができます。地味ながらメリットの大きい商品といえます。

年金以外の用途で使用すると課税扱いになりますが、だからこそ「これは年金として使うためのお金だから、絶対に途中で手をつけないぞ」と意志を強く持つことができます。給与から天引きされているので、積立の手間もありません。

受け取りは、満60歳以降に5年以上20年以内に行います。預入先の金融機関によって預貯金型と保険型に大別されます。

・自動積立定期預金

勤務先に財形貯蓄制度がなければ、金融機関の自動積立定期預金を利用するとよいでしょう。リターンはごくわずかですが、元本割れのリスクもありません。お金を増やすというより、コツコツと貯めていくためのものです。

どうせ積み立てるなら、少しでも金利の高い金融機関を選ぶようにしましょう。たとえば、普通の銀行ではなくネット銀行の定期預金を選ぶ、キャンペーン期間中に預け入れるなどの方法で少しでも高い金利を確保できます。

・個人年金保険

「預金よりも積極的に増やしたいけれど、元本割れは避けたい」といった志向の人にオススメなのが、「個人年金保険」です。個人年金保険とは、60歳や65歳といった一定の年齢まで保険料という形でお金を積み立てておくと、あらかじめ設定した年齢から年金を受け取れるという仕組みの保険です。後ほど詳しく説明します。

・小規模企業共済

自営業者（個人事業主）や小規模企業（業種によって従業員5人以下または20人以下）の代表者・役員が加入できる共済制度です。一般企業のサラリーマンは加入できません。国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。大きなメリットは、掛け金を払い込むときと共済金を受け取るときの両方で節税効果を得られることです。

定年後の働き方の 3つのパターン

定年後も働き続ける場合、どのような選択肢があるのでしょうか。さまざまな選択肢がありますが、大きく分けると3つのパターンがあります。それぞれの特徴を把握しておきましょう。

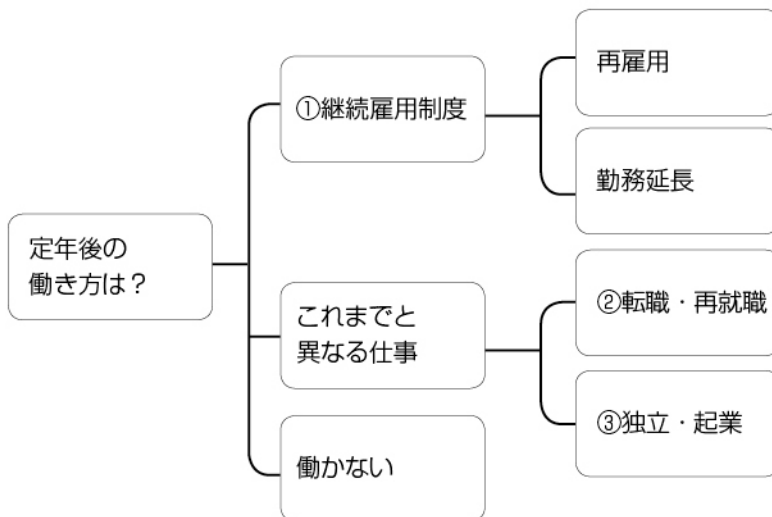
働き方の3つのパターンとは

60歳で定年を迎えた後の働き方には大きく分けて次のようなパターンがあります。

- ①継続雇用制度（再雇用）を使ってそのまま続ける
- ②経験と人脈を活かして転職・再就職する
- ③独立・起業する（自営業になる）

それぞれについて解説していきましょう。

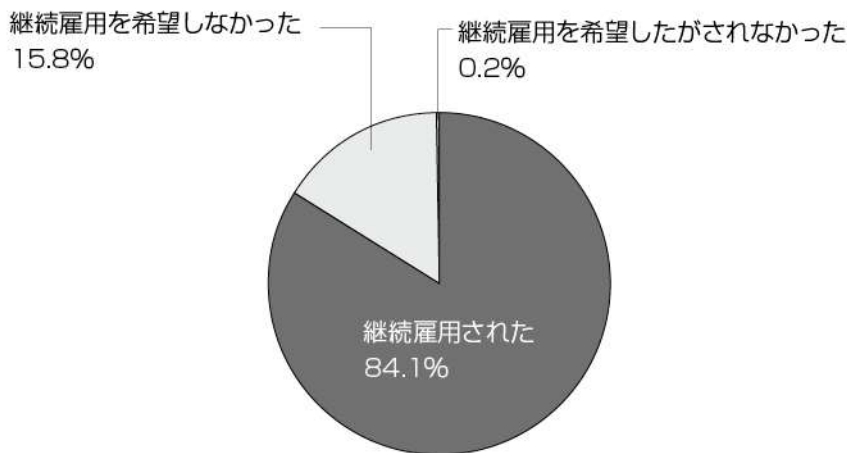
定年後の働き方のパターン



①継続雇用制度（再雇用）を使ってそのまま続ける

現在では、改正高年齢者雇用安定法*により、原則としてすべての企業で希望すれば60歳以降も働けるようになっています。さらに、定年を延長したり廃止したりすることで65歳以降も働けるようになっている企業も増えてきましたが、多くの場合はこの継続雇用制度を使って働き続けることが基本です。

定年を迎えた人のその後の動向



過去1年間（16年6月1日から17年5月31日）の60歳定年企業における定年到達者（345,730人）の動向

参考：厚生労働省「高年齢者の雇用状況」（2017年）

継続雇用制度には、「勤務延長*」と「再雇用*」があります。

働き方はどちらも変わらないのですが、大きな違いは退職金の有無です。再雇用は一度退職するので、退職金が支払われることになります。実態としては、再雇用制度を採用する企業が8割程度を占めるようです。

継続雇用で働いた場合の収入は、企業によって幅はありますが、男性は定年時から3割以上ダウンする人が約6割にのぼります。従業員1,000人以上の大企業に限ると、5割以上ダウンした人が全体の約4割を占めるというデータもあります。

要するに、定年時の給与のおよそ4～7割の水準になると覚悟しておいたほうがよいということ。継続して働けるとはいつても、給与水準が大幅に下がれば家計面では見直しが必要になってくるでしょう。また、公的年金や健康保険などの社会保険との絡みも意識しておきたいところです。

? 用語解説

改正高年齢者雇用安定法

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境を整備することを目的に改正されました。定年を65歳未満としている企業には、①定年を65歳までに延長する、②65歳までの継続雇用制度を導入する、③定年制度の廃止、のいずれかが求められます。

? 用語解説

勤務延長

定年となっても退職することなくそのまま在籍することを指します。

再雇用

定年で一度退職となり、希望者については、新しく時給制などで嘱託者として労働契約をすることを指します。

どこに暮らすのか

①都心暮らしと地方暮らし

リタイア後には風光明媚な地方に移住して、土いじりでもしながら晴耕雨読の暮らしをしたい……。そんなライフスタイルに憧れている人も多いことでしょう。しかし地方暮らしもいいことばかりではありません。

地方暮らしとお金の問題

リタイア後の居住地を考えるにあたって、地方暮らしは有力な選択肢の1つといえるでしょう。

国内で、都心から地方へ移るなら、住宅費や物価は当然下がります。住宅の取得費などを支援する制度や住み替えの奨励金が給付される場合もあります。

自治体によってはUターン、Iターン希望者を対象にした、地方暮らしの情報を積極的に発信していますのでアンテナを張っておきましょう。

人気の別荘地などを狙うと、賃料や住宅取得費が高つく場合もありますが、探せば賃料は都内の半額程度、購入費用は土地建物込みで500万円以下という物件もあるでしょう。

地方といってもいろいろある

地方といっても明確な定義があるわけではありませんから、その様子は多様です。本当に山奥をイメージしている人もいますし、ちょっとした郊外をイメージしている人もいます。

定年後の暮らしということを考えると、人里離れた何もない地方での暮らしは厳しいといえるでしょう。せめて病院や商業施設が車で10～20分のところにあるくらいの地方でなくては、不便すぎて生活が困難になりそうです。

地方暮らしでコストが高くなりそうなのは、移動費です。地方であればあるほど車を所有する必要性は高くなり、都心に出る場合は新幹線や飛行機などの運賃がかかります。

ちょっと海外旅行に……と思っても、国際便に乗れる空港に辿り着くまでに国内旅行1回分の移動費がかかることもありそうです。

時間をかけた慎重な準備が必要

地方暮らしにおいて問題になりがちなのが、人間関係です。地方は人口が少ないために結束が固く、排他的である傾向があります。祭りや寄り合いなどの会合が多く、それらにもまめに顔を出さなくては地域に溶け込むことができません。

さらに、プライバシーを尊重する意識が希薄な傾向もあるなど、地方独特の風習があります。そういった独特の風習、文化が苦手だからといって、いつまでも溶け込めないでいると、地域で孤立してしまうことになり、やがて地方暮らしから撤退する、ということにもなりかねません。

「地方で農業をして生計を立てる」あるいは「自給自足の暮らしをしたい」と考えている人もいますが、あまり高望みしないほうがいいでしょう。プロの農家ならまだしも、素人がやって自給自足できるほどの質のいい作物が作れるかということ、簡単にはいかないでしょう。家計を支えられるほどの収入は期待できないので、あくまで公的年金やそれまでの貯蓄を柱に、土いじりは趣味程度に考えておきましょう。

そして最も問題になりがちなのが、夫婦間の意識の差です。夫婦共に同じ価値観ならいいのですが、どちらかだけが一方的に地方暮らしを夢見て突っ走ってしまうと、次第にずれが生じてきて、問題に発展します。結果として地方暮らしから撤退したり、熟年離婚する羽目になったりもするのです。

地方暮らしにおいてもやはり、入念な準備が必要です。雑誌やインターネットで情報収集するだけでなく、自治体のセミナーや体験会に参加してみるなど、一気に移住しようとせず、とりあえず一定期間ロングステイをしてみるなどして、慎重に物事を進めていってください。

投資信託の主な種類と選び方

投資信託にはさまざまな種類があり、株式を利用したものから債券を利用したもの、REITを使ったものもあります。それぞれに特徴があり、同様にリスクも存在します。主な種類や特徴を知っておきましょう。

投資信託の基本的な分類

投資信託を選ぶ前に、まずは商品の大きな分類を知っておきましょう。分類する基準としては、「何を運用しているか」「どの国・地域を対象としているか」「どんな運用方針か」があります。

何を運用しているか

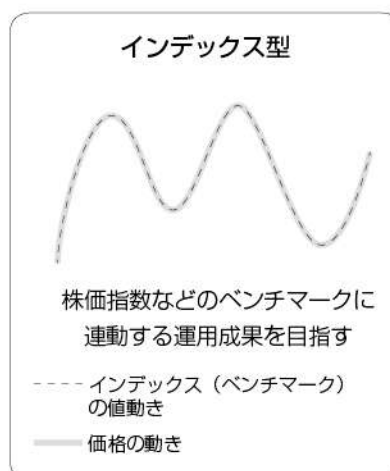
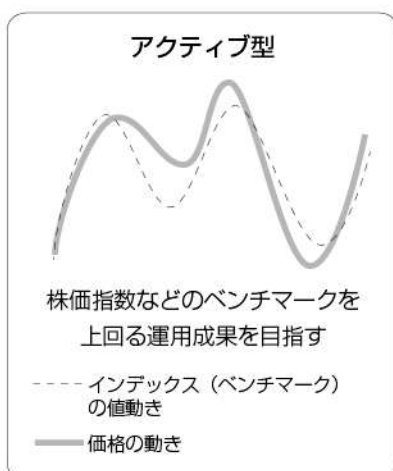
- ・ 株式
- ・ 債券
- ・ 不動産投資信託 (REIT)
- ・ 投資収益が貴金属や石油などの商品

どの国・地域を対象としているか

- ・ 国内
- ・ 海外……海外の投資信託でも、先進国、新興国、アジアなどいろいろなものがある

アクティブ型とインデックス型

- ・ アクティブ型……文字通り積極的な運用が行われます。プロのテクニックや情報収集、ノウハウを駆使して、高い運用成果を目指します。
- ・ インデックス型（パッシブ型）……日経平均株価*や東証株価指数 (TOPIX*) などの市場全体の動きを表す指数（インデックス）に連動するように運用されるため、値動きがわかりやすいのが特徴です。



用語解説

日経平均株価

東京証券取引所第1部に上場している銘柄のうち、日本経済新聞社が選定した225銘柄の株価の動きを指数化したものです。「日経225」とも呼ばれます。

東証株価指数 (TOPIX)

東京証券取引所市場第1部に上場しているすべての国内企業を対象として株価の動きを指数化したものです。基準日である昭和43年(1968年)1月4日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化しています。

バランスファンドは定食ファンド

投資信託はそれ自体、さまざまな銘柄が組み合わさった、分散投資効果の高い金融商品です。

しかし、いくら投資信託といえども、日本株式で運用するものばかり、外国債券で運用するものばかり、となっていては、本当の意味での分散はできていません。もしもそのマーケットが急落したら、大きな損失が出てしまうからです。

そこで活用したいのが、「バランスファンド」です。バランスファンドとは、国内外の株式、債券、不動産など、幅広い資産でバランスよく運用するタイプの投資信託です。バランスファンドなら、初心者でも1つの投資信託で、株式と債券、不動産といった幅広い投資対象に手軽に分散投資ができます。

何かに集中投資をする投資信託が「丼もの」なら、バランスファンドはいわば「定食」のような投資信託。栄養バランスという点ではかなり高い投資信託といえるでしょう。

バランスファンドが優れているのは、幅広く分散投資ができる点だけではありません。資産運用を行ううえでは、各資産への配分比率を一定の範囲内にキープすることがとても大切です。

しかし、資産の値段は時間が経てば変動するため、いつの間にか当初のバランスが崩れてしまっていることも少なくありません。株式、債券、不動産などの資産に個別に分散投資していた場合、資産バランスを一定に保とうとすると、配分比率の見直し(リバランス)を自分で定期的に行なわなければなりません。

これに対し、バランスファンドであれば、リバランスが自動的に行われるので、資産の管理がとても楽にできるのです。また、NISA（少額投資非課税制度）では、毎年新規投資の金額に上限があるので、リバランスのために売却したり追加購入したりしていると、全体としての投資額が制限されてしまいます。その点、バランスファンドであれば投資信託そのものをリバランスのために売買する必要がないというメリットもあります。

ただし、バランスファンドの中には、ほかの投資信託と比べて信託報酬が高いものもあります。もしもバランスファンドを活用するのであれば、運用実績もさることながら、なるべく信託報酬の低めのものなどを選択するようにしましょう。

公的介護サービスの内容

公的介護保険の対象となる介護サービスには実際にどんなものがあるのでしょうか。受けられる介護サービスは、身体状態によって異なります。

公的介護サービスの種類

「介護を必要とする状態である」と認定される際には、身体状態によって「要支援1～2」と「要介護1～5」の7段階で判断が下されます。要介護度の判定基準は自治体により異なります。

要介護度別の身体状態の目安

要介護度	心身の状態の例
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても、部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、更に運動能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態より更に動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

出典：中野区ウェブサイト

判定を受けて、要介護度が区分のうちのいずれかに認定されると、受けられるサービスの限度額も決まります。正確には単位数で表されますが、標準額は、要支援1で5,003単位（5万30円）、要介護5になると3万6,065単位（36万650円）です。

通常1単位10円とされていますが、物価が高い東京23区などは、これより若干高い設定になっています。消費税率により若干の変化もありますし、自治体によって変わるので、各窓口へ問い合わせてみてください。

介護サービスは在宅サービスと施設サービスに大きく分かれます。在宅サービスを例にとってみると、要介護度によって利用できるサービスが下記のような目安になっています。在宅サービスでは、要介護度に応じて下表のとおり支給限度額が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担です。

在宅サービスの支給限度額と利用の目安（2018年8月現在）

要介護度	1カ月あたりの 支給限度額（自己負担 1割または2割）	利用できる在宅サービスの目安
要支援1	5万0,030円 (1割5,003円) (2割10,006円) (3割15,009円)	週2～3回のサービス
		<ul style="list-style-type: none"> 週1回の訪問型介護（ホームヘルプサービス等） 通所型サービス（デイサービス等） 月2回の施設への短期入所
要支援2	10万4,730円 (1割10,473円) (2割20,946円) (3割31,419円)	週3～4回のサービス
		<ul style="list-style-type: none"> 週2回の訪問型サービス 通所型サービス 月2回の施設への短期入所 福祉用具貸与（歩行補助つえ）
要介護1	16万6,920円 (1割16,692円) (2割33,384円) (3割50,076円)	1日1回程度のサービス
		<ul style="list-style-type: none"> 週3回の訪問介護 週1回の訪問看護 週2回の通所系サービス 3カ月に1週間程度の短期入所 福祉用具貸与（歩行補助つえ）
要介護2	19万6,160円 (1割19,616円) (2割39,232円) (3割58,848円)	1日1～2回程度のサービス
		<ul style="list-style-type: none"> 週3回の訪問介護 週1回の訪問看護 週3回の通所系サービス 3カ月に1週間程度の短期入所 福祉用具貸与（認知症老人徘徊感知機器）
要介護3	26万9,310円 (1割26,931円) (2割53,862円) (3割80,793円)	1日2回程度のサービス
		<ul style="list-style-type: none"> 週2回の訪問介護 週1回の訪問看護 週3回の通所系サービス 毎日1回、夜間の巡回型訪問介護 2カ月に1週間程度の短期入所 福祉用具貸与（車イス、特殊寝台）
要介護4	30万8,060円 (1割30,806円) (2割61,612円) (3割92,418円)	1日2～3回程度のサービス
		<ul style="list-style-type: none"> 週6回の訪問介護 週2回の訪問看護 週1回の通所系サービス 毎日1回、夜間の巡回型訪問介護 2カ月に1週間程度の短期入所 福祉用具貸与（車イス、特殊寝台）
要介護5	36万650円 (1割36,065円) (2割72,130円) (3割108,195円)	1日3～4回程度のサービス
		<ul style="list-style-type: none"> 週5回の訪問介護 週2回の訪問看護 週1回の通所系サービス 毎日2回（早朝・夜間）の夜間対応型訪問介護 1カ月に1週間程度の短期入所 福祉用具貸与（特殊寝台、エアーマットなど）

出典：生命保険文化センターウェブサイト

家族で考える相続

相続対策をするためには、親や自分など、被相続人が、元気に生きているときにすべての問題を解決しておくことが重要になります。また、相続税の節税や分割対策を目的として生前贈与という方法もあります。一緒に学んでいきましょう。

最大の相続対策は、普段からのコミュニケーション

たとえば、親の相続であれば、やはり「親の死」が前提ですから、子どもは親に対して相続の話をしにくいと感じていることも多いでしょう。

「親に『遺言書を書いておいて』なんて言ったら、『縁起でもない。早く死んでくれということか?』と勘違いされそうで怖い」

「親は、資産の内容や金額について一切教えてくれない。このままではどこに何の資産があるのかわからない……」

「親は預貯金や株式をたくさん持っているので将来多額の相続税がかかりそうで心配。対策も何もしてなさそうだけど、自分の口から『今のうちから生前贈与しておいたほうが税金面から見たら得だよ』なんてとても言えない」

そう感じる人は多いと思います。しかし、親はいつまでも元気とは限りません。もちろん若い世代にも共通していえることではありますが、現実問題として、元気な人でも、事故などで突然亡くなることはあります。

相続がうまくいかなくなる典型的なケースのひとつに、親の認知症があります。親が、自分の財産を管理できない状態であったり、財産をどう相続させたいのかという意思が不明だったりしたことが原因で、いざ相続になって配偶者や子どもたちが途方に暮れることは、実は少なくないのです。

極端な例ですが、親が認知症だったために遺言書が無効になったり、悪意を持った相続人によってほかの相続人に不利益が生じる遺言書がつけられたりすることさえ、現実には起こっているのです。

準備不足のまま相続を迎えて、家族間に亀裂が走ったり絶縁することになったり、また心理的なダメージを受けたりすることがないように、日頃から家族間のコミュニケーションをとっておくことが大切です。

生前贈与をするという選択肢

実際に相続が発生してからとなると、遺言書というかたちでしか自分の意志を伝えて財産を分けることができませんが、生きている間（生前）に家族に財産をあげる（贈与）ことができるのが「生前贈与」という方法です。

いくら財産をたくさん遺して死んでも、子どもや孫から「ありがとう」の声を直接聞くことはできません。一方で、元気なうちに子どもや孫に生前贈与を行えば、子どもや孫は、直接感謝の気持ちを伝えることができます。

また、生前贈与を上手に活用することで、生きている間に財産が活用されるのを見届けられるだけでなく、相続税を軽減することもできます。財産をあげた親が「こんなことに使って」と使い道を指定すれば、お金の行く末を見届けることができ、子世代もその想いを受け取ることができ、そして相続税対策にもなる。双方がウィンウィンになるのが「生前贈与」なのです。

生前贈与としてはすでに解説した通り、「暦年贈与を活用する」「相続時精算課税制度を活用する」「教育資金の一括贈与を活用する」などがあります。

親への相続の切り出し方

生前贈与のメリットを理解できたところで、では、高齢の親に相続対策を考えてもらいたいときに、実際にどのように親に話を切り出せばよいのでしょうか。ポイントは客観的な視点で切り出しながら、あくまでも優しい雰囲気の中かで、話してみるということです。

「どうして今、対策を始めなくてはいけないのか」という事実を客観的に伝えつつ親がどういうリアクションをとっても、とにかく冷静に、優しく話すことを心がけましょう。

会話の一例

「なんか最近、新聞や雑誌で相続問題が頻繁にとりあげられているよ（新聞などをみせながら）。うちも他人事ではないと思う。こういうことは起こってしまってからでは遅いから事前に考えておかないとね」

「介護が必要になったときのことも考えて、家族でこれからのことについて一緒に考えようよ。お父さんは一番どうしてもらいたい？」

「知り合いに相続専門の税理士がいるのだけど、相続問題はいろいろあって大変だって言ってたよ。相続税もちょっと対策しておくかおかないかで納める金額が大きく変わってくるんだって。うちも気になるから、現状どうなるか、相続税の試算だけでもしてもらおうよ」

「〇〇というニュースをよく聞くよね。うちも年金だけで生活は大丈夫？」

身体の状態が大変になってからでは、心身ともに負担がかかり、問題について冷静に考えることが難しくなってしまいます。ぜひ、元気なうちに話し合いをしておきましょう。

これからの働き方、ライフワークを考える

生活のため、生きがいのため、健康のため……人によって、働く意味も方法もさまざまです。自分自身はどうしていききたいのか、ロードマップを描いてみましょう。

	現在	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
今の仕事を続ける (継続雇用・再雇用)						
必要なこと		60歳以降の働き方の検討				
年収予測	約600万円	約280万円				
別の会社へ 転職する						
必要なこと						
年収予測						
起業する			行政書士として起業			
必要なこと	・資格取得 ・実務スキルの研修	・行政書士会で活動 ・開業に必要なHPなど準備	・名刺や報酬設定 ・自宅の一室を事務所を設定			
年収予測			約120万円	約200万円	約150万円	

アドバイス

「必要なこと」の欄には、選んだ働き方のための準備などを記入してみましょう。

例：転職活動、仕事スキルの棚卸し、人脈づくり、資格取得など

・「年収予測」では、役職定年・再雇用の2つのポイントで年収が大幅に減少となる場合があるため、この2つのポイントにあてはまる場合は留意しましょう。

・「年収予測」の目安

[会社員の場合一年代による年収予測の目安]

40代後半⇒50代前半 年収5～10%増

50代前半⇒50代後半 年収5～30%減

(役職定年制を採用している場合は20～30%減)

50代後半⇒60代前半(再就職後) 年収20～40%減

※ただし、上記は参考値であり、業種や会社ごとに増減値は大きく開きがあるのが実情です。できる限り、自分の勤務先の場合を人事部や総務部にヒアリングし、把握するようにしておきましょう。

・起業の場合は、起業準備にかかる経費は年収予測から差し引いておきましょう。

これからの住まいプランを考える

	現在	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80 歳	85 歳
今の家に住む (持家・賃貸)	→						
費用	・固定資産税 12万円(毎年) ・火災保険 6万円(5年毎)						
リフォーム する	内装、子ども 部屋を書斎に	外壁、屋根	水回りの リフォーム	バリアフリーに	外壁、屋根		
費用	700万円	200万円	150万円	200万円	150万円		
建て替える							
費用							
家を買う							
費用							
故郷に帰る (場所:)							
費用							
高齢者施設に 入る						←	
費用						・入居一時金 1,200万円 ・18万円(月)	

アドバイス

記入の際には、以下を忘れずに考えておきましょう。

- ・誰と住むか、そのために十分な広さと間取り
- ・持ち家の場合は、固定資産税・火災保険にかかる費用
- ・この先10年20年後を見越して、リフォームや修繕で手を入れておきたい箇所
- ・リフォームする場合は、どの部分に、どのくらい手を入れるか(介護や身体が不自由な状態になったときのための住みやすさも考えて、バリアフリーなどにしておく費用も想定が必要)
- ・建て替えの場合は、それまでの住まいの解体費用や仮住まいの費用
- ・建て替えや新築で2世帯住宅にする場合は、20～30年後など2世帯から1世帯になった場合は、どうするか(コンパクトマンションに住み替えるなど)
- ・リバースモーゲージを利用するか(利用する場合は書き記しておく)

※高齢者施設の費用は、どのような施設を希望するかによって異なります。次のページの「高齢期の住まいをイメージする」で具体的に想定してみましょう。